■ 十四訂版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久/監修 税理士 金井 恵美子/著

令和3年6月10日発売

定価: 2,200円(本体 2,000円+税)

A5判総頁数290頁

経理業務経験の浅い方から、税務の専門家の方々まで幅広く実務に活用いただける内容を掲載しております

- ●「課否判定表(勘定科目別・形態別・国境を越えた役務の提供)」2,100例超!
- ●業種別に具体例を掲載した「簡易課税事業区分の具体例」は600余例!
- ●軽減税率と標準税率の判定のポイント記載の「軽減税率の具体例」

【十四訂版】令和3年4月改正対応

寒消費税ハバブック

consumption tax handbook

勘定科目別【形態別】国境を越えた役務の提供

課
高
判
定
2100例
簡易課税事業区か 600例
軽減税率の具体例

税理士 杉 田 宗 久 監修 税理士 金 井 恵美子 著

はしがき

消費税は、令和元年10月に軽減税率を導入し、令和5年10月には、適格請求書等保存方式(日本型インボイス制度)への移行が予定されています。令和3年度の税制改正においては、課税売上割合に準ずる割合の適用時期が緩和されました。また、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進するため電子帳簿保存法が抜本的に見直され、税務関係書類への押印義務が廃止されました。

本書は、ますます複雑になる消費税について、日々の迅速な判断の一助になることを願って作成いたしました。杉田宗久先生のご監修のもとに、「消費税の基礎実務」においては法人における一般的な取扱いを、輸出入がある場合や国境を越えた役務の提供がある場合、個人事業者である場合等に留意すべき事項は、それぞれの項目ごとに整理して掲げています。また、いつも傍らに置いていただけるよう携帯に便利なハンディタイプにし、図表等を用いて簡潔に記述しています。

もとより、税法の詳細な解説を行うものではありませんので、ご利用にあたっては、あわせて法令等をご確認いただきますようお願いいたします。

本書は、宮口定雄先生、杉田先生のご指導の下に版を重ねてまいりました。初版から監修のご尽力をいただいた宮口先生は、平成26年12月22日にご逝去されました。云い尽くせない感謝と祈りを捧げ、宮口先生からいただいた「はしがき」の一部を次に掲げます。

税理士 金井恵美子

わが国の税財政を考えたとき今後、安定的な税収を確保するために重要な位置付になると考えられる消費税を十分に知ることが、税の実務において重要であるといえます。…この重要性を認識した上でその処理にあたる実務家のために、課税の判定表を1,500例以上掲げ、読者の消費税の課否判定に役立つことを大きな特徴としている「消費税ハンドブック」を手元に常備できることは、実務的に日常の消費税対応が容易になることと思われます。この「消費税ハンドブック」は原則として、その解説を表形式にまとめて記載されています。このことによって、まさに「ハンドブック」(手元書)として消費税の「座右の書」として有用になるものと思われます。

この「消費税ハンドブック」は、税務に関する実務書として、「税務ハンドブック(拙著)」「相続税ハンドブック(杉田宗久税理士著)」と併せた三書でハンドブックトリオと位置付けられ、多くの実務家からご好評を頂戴しています。

税理士会における研修会などでご活躍されている、金井恵美子税理士のご研究の成果である「消費税ハンドブック」が消費税実務に携わる諸氏のお役に立ち、今後ますます「座右の書」として重宝され、活用されますことをご期待申し上げ、本書改訂に当たっての言葉とします。

宮口定雄

目 次

【十四訂版】令和3年4月改正対応 実務消費税ハンドブッ・	ク
■納税義務判定フローチャート	Π
■消費税の計算の概要	IV
■申告書の計算欄	V vm
■凡例	
令和3年度の主な改正	• 1
軽減税率及び日本型インボイス制度の導入 ■導入スケジュール ************************************	
■ 導入スケジュール	1
■日本型インボイス制度(適格請求書等保存方式)	2
課否判定表	
■課否判定表の構成	7
■課否判定表50音順索引	8
■課否判定表(勘定科目別・形態別・国境を越えた役務の提供) ····································	19
消費税の基礎知識	
■消費税のしくみ	66
消費税の経理処理	
■税抜経理方式と税込経理方式	68
■控除対象外消費税額等	71
■総額表示	73
消費税の基礎実務	
■国内取引の課税の対象	74
1.課税対象 2.国内取引か国外取引か	74
3.事業者が事業として 4.対価を得て	77
■非課税	78
■資産の譲渡等の時期	90
■リース譲渡の特例 ····································	
■工事進行基準	96
■ポイント制度の課税関係	103
■税率 ■軽減税率 (具体例は巻末)	105
■軽減税率(具体例は巻末)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
■中小事業者の税額計算の特例(複数税率対応)	110
■ 祝学に関する程理信息 ■ 課税標準額に対する消費税額 ····································	114
■仕入税額控除	115
(1) 仕入税額控除の時期	119
(2) 控除対象仕入税額の計算	121
(3) 全額控除 ····································	

(5)	一括比例配分方式	131
(6)	個別対応方式又は一括比例配分方式の選択	132
(7)	課税売上割合	133
(8)	仕入税額控除の要件	135
(9)	仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	137
(10)	固定資産の取得	138
(11)	居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限	141
(12)	課税賃貸に供した場合又は譲渡した場合の調整	142
(13)	調整対象固定資産の調整	145
■売上り	ずに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	148
■貸倒ネ	1に係る消費税額の控除	151
■課税其	月間	153
■納税郭	長務者	155
■事業者	音免税点制度	157
(1)	免税事業者	157
(2)	高額特定資産を取得した場合等の特例 (3年縛り)	164
(3)	基準期間がない法人	167
(4)	課税事業者の選択	171
(5)	免税事業者が課税事業者となった場合等(棚卸資産の調整措置他)	180
■信託		183
消費税	の申告と納付	
	文引に係る確定申告 ······	186
	p告	
	D請求 ·······	
	p告	
	・決定	
	也	
制人よ	たは輸出がある場合	4.0=
■輸入月	双月	195
■ 事業者	音が輸入した場合	198
■輸出月	X5 ····································	201
	物品販売場(免税ショップ)······	
国境を	越えた役務の提供がある場合	
■国境を	E越えた役務の提供に対する課税の特例	210
■リバ-	-スチャージ方式	213
	F業者申告納税方式 ······	
特殊な	法人の場合	
	去人等の特例	216
	3八寺の行所 I織再編成があった場合	210
		223
	業者の場合	
	事業者の取扱い	232
	こより事業を承継した場合	237
■事業の	D承継にかかわりなく相続人に適用がある事項	239

— WI —			
簡易課税制			
■簡易課税制	度の概要		240 242
■間易課税制	度の手続さ		242
■おなし仕が	(半		
■事業区分 ·) 目休例		256
軽減税率と	:標準税率の具体例		276
		um freid	
		凡 例 —	
法施行規則は「 消費税法施行規 なお、令和3 います。	所規」、所得税基本通達は「所 別、消費税法基本通達について 年4月1日現在未施行の消費和	基通」と表示しています。 「は、「法」「令」「規」「½ 対法等については、「新洋	、所得税法施行令は「所令」、所得税 ただし、消費税法、消費税法施行令、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
その他、本書	『において使用した略号は、次に	こよります。	
転嫁特措法 税制抜本改革法	消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害で 為の是正等に関する特別措置だ 社会保障の安定財源の確保等を	する行 去	「95%ルール」の適用要件の見直し を踏まえた仕入控除税額の計算方法 等に関する Q&A [I] 【基本的な 考え方編】
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	税制の抜本的な改革を行うため費税法の一部を改正する等の流	の消 95%事例 QA 法律	「95%ルール」の適用要件の見直し を踏まえた仕入控除税額の計算方法
電帳法	電子計算機を使用して作成する 関係帳簿書類の保存方法等の特別する法律		等に関する Q&A [Ⅱ] 【具体的事例編】 平成31年10月 1 日以後に行われる資
平26改令	消費税法施行令の一部を改正す 令(平成26年政令317号)		一成31年10月1日以後に刊われる員 産の譲渡等に適用される消費税率等 に関する経過措置の取扱いについて
平28改法	所得税法等の一部を改正する治 (平成28年法律第15号)	法律 税率基本 QA	平成31年 (2019年) 10月1日以後に 行われる資産の譲渡等に適用される
平28改令	消費税法施行令等の一部を改正 政令(平成28年政令第148号)		消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】
平28.11.18改法	社会保障の安定財源の確保等を 税制の抜本的な改革を行うため 費税法の一部を改正する等の記 の一部を改正する法律	かの消失律等	平成31年 (2019年) 10月1日以後に 行われる資産の譲渡等に適用される 消費税率等に関する経過措置の取扱 いQ&A【具体的事例編】

電帳法	電子計算機を使用して作成する国税		等に関する Q&A [Ⅱ] 【具体的事
	関係帳簿書類の保存方法等の特例に	/=>= !!! ==>=>=	例編】
	関する法律	経過措置通達	平成31年10月1日以後に行われる資
平26改令	消費税法施行令の一部を改正する政		産の譲渡等に適用される消費税率等
	令(平成26年政令317号)		に関する経過措置の取扱いについて
平28改法	所得税法等の一部を改正する法律	税率基本 QA	平成31年(2019年)10月1日以後に
	(平成28年法律第15号)		行われる資産の譲渡等に適用される
平28改令	消費税法施行令等の一部を改正する		消費税率等に関する経過措置の取扱
	政令(平成28年政令第148号)		いQ&A【基本的な考え方編】
平28.11.18改法	社会保障の安定財源の確保等を図る	税率事例 QA	平成31年 (2019年) 10月1日以後に
	税制の抜本的な改革を行うための消	•	行われる資産の譲渡等に適用される
	費税法の一部を改正する等の法律等		消費税率等に関する経過措置の取扱
	の一部を改正する法律		い Q & A 【具体的事例編】
平28.11.18改地法	社会保障の安定財源の確保等を図る	軽減制度 QA	消費税の軽減税率制度に関するQ
	税制の抜本的な改革を行うための地	•	& A【制度概要編】
	方税法及び地方交付税法の一部を改	軽減個別 QA	消費税の軽減税率制度に関するQ
	正する法律等の一部を改正する法律		& A【個別事例編】
平30改法	所得税法等の一部を改正する法律	インボイス通達	消費税の仕入税額控除制度における
	(平成30年法律第7号)		適格請求書等保存方式に関する取扱
平30改令	消費税法施行令の一部を改正する政		通達
	令 (平成30年政令135号)	インボイス QA	消費税の仕入税額控除制度における
令2改法	所得税法等の一部を改正する法律	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	適格請求書等保存方式に関するQ
	(令和2年法律第8号)		& A
様式诵達	消費稅法申告書樣式等	軽減通達	消費税の軽減税率制度に関する取扱
直法2-1通	消費税法の施行に伴う法人税の取扱		通達

大工等の

取扱基準

大工等の

取扱情報

大工、左官、とび職等の受ける報酬

大工、左官、とび職等の受ける報酬

に係る所得税の取扱いに関する留意

に係る所得税の取扱いについて

点について (情報)

消費税法の施行に伴う源泉所得税の

消費税法の施行に伴う所得税の取扱

消費税法の改正等に伴う印紙税の取

いについて

いについて

扱いについて

取扱いについて

直法6-1通

直所3-8通

間消3-2通

令和3年度の主な改正

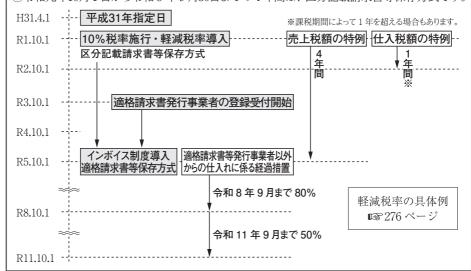
令和3年度税制改正における主な改正点は、次のとおりです。

項目	概要
「課税売上割合に 準ずる割合」の適 用時期の緩和	課税期間の末日までに承認申請書を提出し、翌課税期間の開始日から 1月以内に承認を受けた場合には、その承認申請書を提出した課税期 間から課税売上割合に準ずる割合を適用することができることとなり ました。 令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用されます。
押印義務の廃止	担保提供関係書類等を除き、税務署長に提出する書類の押印義務が廃止されました。 令和3年4月1日以後に提出する書類に適用されます。
電子帳簿等保存制 度の見直し	承認制度が廃止されるなど、抜本的な見直しが行われました。 この改正は、令和4年1月1日に施行します。
	データ保存する事項に関して生じた過少申告加算税を軽減し、隠蔽又 は仮装があった場合の重加算税を加重する措置が設けられました。
総額表示義務の特 例の終了	消費税転嫁対策特別措置法による税抜価格の表示を容認する特例は、 令和3年3月31日で終了しました。

軽減税率及び日本型インボイス制度の導入

■導入スケジュール

- ①軽減税率は、令和元年10月1日に導入されました。
- ②日本型インボイス制度は、適格請求書等保存方式という名称で、令和5年10月1日から 実施される予定です。
- ③令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間は、区分記載請求書等保存方式です。



■日本型インボイス制度(適格請求書等保存方式)

1. 概要

仕入税額控除は、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」と なります。

「適格請求書等保存方式」とは、「適格請求書発行事業者登録制度」(事 業者登録制度)を基礎として、「適格請求書発行事業者」から交付を受 けた登録番号の記載のある適格請求書等の保存及び帳簿の保存を仕入税 額控除の要件とするものです。

原則として、免税事業者や消費者からの課税仕入れは、仕入税額控除 の対象となりません。

2. 適格請求書発 行事業者の登 緑

課税事業者は「適格請求書発行事業者 | となることができます。

課税事業者から、登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要 件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登 載して登録を行い、登録を受けた事業者に対してその旨を書面で通知し ます。

(新消法57の2)

【登録拒否要件】

消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者は、登録 を受けることができません。

3. 登録番号 (インボイス 通達2-3)

- 法人番号を有する課税事業者の登録番号(例:T1234567890123) 「T | (ローマ字) +法人番号(数字13桁)
- ② 個人事業者等の登録番号 「T | (ローマ字) + 数字13桁(マイナンバーは用いない)

4. 適格請求書発 行事業者の公 表

適格請求書発行事業者の氏名(名称)及び登録番号、登録年月日、法 人については本店又は主たる事務所の所在地を記載した適格請求書発行 事業者登録簿は、インターネットにより公表されます。

5. 登録の取消し (新消法57の26)

(新消令70の5)

税務署長は、適格請求書発行事業者が消費税法の規定に違反して罰金 |以上の刑に処せられた場合等にはその登録を取り消すことができます。

6. 登録申請の時 期

適格請求書発行事業者の申請の受付は、令和3年10月1日に開始しま

(平28改法附1 30改令附則 15、インボイ ス通達5-2)

適格請求書等保存方式導入日(令和5年10月1日)に登録を受ける場 八、44①、平 合は、令和5年3月31日まで※に登録申請書を提出する必要があります。 ※特定期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事 業者となる場合は令和5年6月30日まで

> ※登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に おいて、令和5年9月30日までに登録申請書にその困難な事情を記 載して提出し、適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和 5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。なお、困難の度 合いは問いません。

7. 免税事業者の 登録

免税事業者は、課税事業者を選択して登録することができます。

(新消法57の2 ②、新消令70 法附則44④、

- ① 令和5年10月1日の属する課税期間に登録する場合 令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、令和5年10月1 日に登録され、適格請求書発行事業者である課税事業者となります。
- の2、平28改 ② ①の翌課税期間以後に登録する場合 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後

■課否判定表の構成

課否判定表は、それぞれの項目に「参考法令等」「本文掲載ページ」「50音順索引 No.」を付しています。下記該当ページ一覧やキーワードによって50音順索引(次ページ)から検索し、本文を開いて処理方法等を確認することができます。

課否判定表(勘定科目別)

【損益計算書科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
売上高	P19-20	図書研修費	P26	債務免除益	
売上原価	P20	支払手数料	T 20	為替換算差益·為替決済差益	
販売費及び一般管理費	P21-28	租税公課	P26-27	有価証券売却益	
人件費	P21-22	地代家賃	P27	固定資産売却益	
旅費交通費	P22	リース料	P27-28	営業外費用	
荷造運送費	P22-23	維費	P28	支払利息	
通信費	P23	貸倒引当金繰入	T 120	手形売却損	
宣伝広告費	P24	営業外収益	P29-31	売上割引	P31
販売促進費	P24	受取利息・配当金		為替換算差損·為替決済差損	
接待交際費・寄附金		仕入割引	P29	貸倒損失	
会議費		補助金収入		雑損失	
水道光熱費	P25	損害賠償金	P29-30	有価証券売却損	
修繕費	F Z O	収用補償金等	P30	固定資産売却損	
減価償却費		雑収入	1-30	資産評価損	
保険料		償却債権取立益	P31	過年度修正損	
会費	P25-26	貸倒引当金戻入	7 731		

【貸借対照表科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁			
流動資産		建設仮勘定(住宅以外)		公共施設·共同施設負担金	P35			
現預金		機械装置・工具・器具・	P33	自動車リサイクル料金				
受取手形・暗号資産		備品・車両	L 99	繰延資産				
売掛金		減価償却累計額		創立費				
貸倒引当金		無形固定資産		開業費				
有価証券		差入保証金·敷金·権利金		開発費・試験研究費				
商品	P32	借地権		新株発行費・社債発行費				
貯蔵品	F 52	営業権		社債発行差金				
未成工事支出金		特許権・実用新案権等	P34	負債の部	P36			
立替金		特許出願中の権利	1 34	買掛金				
前渡金・仮払金		ノウハウ		未払金				
前払費用		著作権・出版権・著作隣接権		前受金				
貸付金		ソフトウエア		預り金				
繰延税金資産		電話加入権		借入金				
有形固定資産	P32-33	投資その他の資産	P34-36	未払法人税等				
土地	P32	ゴルフ会員権	P34	純資産の部				
建物(住宅)	P33	リゾートクラブの会員権	P34-35					
建物(住宅以外)	1 33	信託	P35					

課否判定表 (形態別)

取引・対価等	該当頁	取引・対価等	該当頁	取引・対価等	該当頁
輸出取引・国外取引	P37-42	有価証券取引等	P47-49	学校関係	P51-52
輸入取引	P42-43	医療関係	P49	宗教法人関係	P52
不動産賃貸取引	P43-45	助産等	P50	個人事業者	P52-54
不動産販売取引等	P46-47	介護サービス	F 50	その他	P54-58
不動産管理等	P47	社会福祉事業	P50-51		

「電気通信利用役務の提供」の判定、「特定役務の提供」の判定については、50音順索引には 示されていません。下記該当ページをご覧ください。

雷気通信利用役務の提供 P59-64 特定役務の提供	P64-65
----------------------------------	--------

■課否判定表50音順索引(索引の数字は、ページではなく、課否判定表の索引ナンバーです。)

t	
あ アーティスト ·······962-965	受取保険金 ······554,666-667
アキュムレーション・アモチゼーション	受取利息 475-498,1015-1020,1539-1541
1288	売上値引き・返品・割引・割戻し
預り金809-814	35-41,525-527,690
****	古上店引き笠(担け料)
預り金(貸家の電気料) 1135-1136	売上値引き等(振込料)345
預り金(登録免許税)342	売上値引き等(輸出取引)1021-1024
預り金処理991,1457,1501	売掛金345,615-617
預り保証金1236,1238,1241-1244	売戻条件付買入(買現先)1310
アスファルト敷1108	運送保険料53,199-201
アスレチック施設1151-1153	運送料177-203,922
圧縮記帳	運送料(付随費用)51-52,686
アフターケア560,975-977	運送料(保税地域)1074-1077
網取放料890	えエアバッグ類料金798
アルバイト115	英会話教室1470
暗号資産614	営業権704-705
	永小作権1208
いETC カード ···································	7.7 作性 1200
慰安旅行127-133	永代使用料1118,1502
育成者権 ······520,706-716	永年勤続123-125
石垣 1219	役務の提供の内外判定 909-918,933-961
意匠権520,706-716	X 線の廃液 ······1384
移籍料966-967	NHK 受信料 ········207
	NID 注 / 1400
委託358-360,559	NPO 法人
委託(医療)137-138	LLP(有限責任事業組合)1636-1642
委託(親会社)546-549	お往診交通費1378
委託(社会福祉事業)1418,1429-1430	おけいこ教室1470
委託(非居住者)548-549,941	踊り1528
委託(労働保険事務委託)148	お祓い
委託型輸出物品販売場 1048-1054	お布施
委託販売360,468,1804-1806	オペレーティングリース449-460
委託販売(軽油)1761-1764	お守り・お札・おみくじ1489
一時貸し1106	おむつ代1373
一ヶ月以上の貸付け	親会社(委託料)546-549
1122,1128-1130,1140-1141,1145	親会社(売買)846-850
一ヶ月未満の貸付け	親会社(リース)432-435,445-448
1096-1099,1125-1127,1142-1143,1146	音楽家962-965
一括控除411-414,423-435	温泉1209,1211-1213
一括譲渡1229-1230,1239-1244	か海外航空券167,980,1735
移転登記1233-1234	海外出張費174
移転補償金534	海外情報の提供933-940
違反車の移動料・保管料464-465	海外パック旅行 987-989,993-995
イベント250-253,978	海外プラント工事985-986
違約金 ······ 1189-1190,1246	海外旅行131,281,956
医薬品1364-1365,1379-1382	会議297-299,1170
医薬品(公的医療)1356-1357	開業費
区本山(公内区)京/	
医薬品(常備薬)135	外交員155-157
医薬品(輸出)1043-1045,1050-1052	外航船舶等
違約割増し517-519,1186-1188	外国株式の譲渡 1299,1304
医療923,1349-1385	外国貨物の譲渡854-865
医療機械・医療器具1364,1380,1383	外国貨物の荷役・運送等
祝い金	187,904,1074-1075
祝い品285	外国貨物の引取り1055-1060
印刷費217-226,234,298,338	外国貨物(製造)868-869
	り り 日 は に に に に に に に に に に に に に
印紙	外国貨物(リース)1083-1087
飲食費269-276,1498	外国為替999-1008
飲食費(外国人)279,922	外国為替取引1000
う ウイークリーマンション ······1123	外国銀行1019
受取手形348,586-587,613-614	外国銀行から受ける利息
受取配当金	477-478,1015-1019
> >	

勘定科目別課否判定表

- •譲渡等をする者と受ける者の課税区分は原則として同じになりますが、事業性の有無や立替金等の処理などにより異なる場合があります。
- ・仕入れについては、課税取引のみが仕入税額控除の対象であり、免税、非課税、不課税の 区分はありません(表紙裏参照)。また、仕入れ先が免税事業者、消費者等であっても課 否判定には影響しません。

【損益計算書科目】

₹ 13-4 TI	益計算書科目】				課税区分					**	あコ
	取引・対価等						非		参考法令等	本文 掲載頁	索引
				課税商品	課	无	プト	71	法2①,4①	19 取只	1
	国	内売上げ		非課税商品	杯		非		法6①	P78	2
				課税商品		免)F		法7①	P201	3
	輔	ì出売上げ			非語	果税	資産				
		щувшчу		非課税商品		出等			法31	P206	4
	他から購入した商品・自己が	外支店の売上	:げ					不	法4③	P74	5
	制造した制口口		品を返却する商品					不	法2①,4①		6
	京		品・サンプル等の	無償提供				不	-	P76	7
		品の廃棄・盗						<u> </u>	基通5-2-13		8
			一商品の使用・消費					不	基通5-2-12	P77,P102	9
			り・損売り(実際		課			_	法28①	P98	10
			(形態別「みなし		(7.1)	17.67 de	N 1177	个	法2①,4①⑤	P76	11
	サービスの提供(工事・修繕・運送・							1 /44 :	+M-90001/11枚 4/1	72	12
	印刷·広告·仲介·				課	又仍	リカ	[八大]	はN0.2U02以呼多!! 	Κ	13 14
	宿泊·飲食·技術				沐			不	法4①③,7,令6	P75,	15
	情報の提供・便					免	_	711	②,基通5-5-1	P203	16
	演・著述等)	無償で			کد		不	法2①,4①	P76	17	
	非課税商品の関			VC V (非	·	法6①	P78	18
		ずの全額を引き	度し時に)		課		-		基通9-1-1,9-3-1		19
			前期以前に支払	した四けち	(77	· á期に	+1	不			20
	リ 一 ス 競 が 延 払 基 準 に る 場 合 品 よ る る 場 ら る り る り る り る り る り る り る り る り る り る					1州(۵)	小			20
		日が到来す	当期に支払いを	受けた	課				· 法16, 令31	P94 -	21
		るもの	当期に未収であ	うった	課						22
_		翌課税期間	以降に支払期日	が到来する	課				(太10, 寸51		23
元上			ものにつき当期に支払いを								23
売上高			以前に支払期日		(77	4期に	+)	不			24
		ものにつき当期に支払いを受けた			(=	1 747 1		-1.			
		契約に明示された利息					非		別表第一3,基通		25
	m +1 () +n xn) =	契約に明示された保証料相当額 代金の授受を行わない売上 課税商品					非		6-3-1		26
		代金の投党	を行わない元上		課		-IF		>+00 40	P151	27
	げ 国・地方公共団体	A.1.44.7.	非課税商品	課		非		法2①,4①		28 29	
	国・地方公共団体	公共伝入•公	非課税商品	砞		非		法6①	P216	30	
	対価の額が確定し	ていたい商具	の声上げ笑(引		課		オト		(Z01)		31
	渡した課税期間に		10) TT() 4 (1)	非課税商品	11本		非			P90,	32
	その後確定した対		(確定した課税		課		71		基通10-1-20	P101	33
	期間において)	1 m C -> ZL m	(1000 0 10 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10	非課税商品	ни		非			1 101	34
	7,441.41	課税売上げ	び還の課税期間に一般課税			上返		額	法38①,基通6-	D1.40	35
		に係るもの	返還の課税期間	引に簡易課税	控	涂			3-4	P148	36
		北部税率上	げに係るもの		非語	課税	売上	:か			37
		チトロボイボクビュー・	けに探るもの			マイ			令48①, 基通11-		31
		免税売上げ	に係るもの		1 1	兇売		15	5-5		38
	売上値引き・返品・	·	- 1/11-0-0-0-0			イナ					50
	割戻し(リベート)					上返		額		P133,	
	売上割引·販売奨	免税事業者	課税売上げに係	えるもの		除な			基通11-5-2,14-	P149,	39
	励金	であった課		= .				35	1-6	P181	50
		税期間の売				イナ				-	
			非課税売上げに	係るもの		果税			令48①		40
		もの				マイ 锐売					
			免税売上げに係	るもの		光元 イナ		- 9	基通11-5-2		41
	L)				1 ノ					

			取引・対価等				果税 免			参考法令等	本文 掲載頁	索引 NO.
	木支店問売上げ						<i>7</i> C	7F	示		P74	42
売	売連結法人への売上げグループ法人への売上げ											
높								て半			P156	43 44
同		出については形態							-		P201	45
			前課税期間が 免税事業者で	見税期間が 当期一般課程			余対質の			法36①, 令54	P113, P180	46
	期	首商品棚卸高	あった場合	当期簡易	課税	調響	調整なし			法37①	P241	47
			上記以外				整な			法30①,基通9- 1-1	P119	48
		課税商品の仕入				課				法2①,30①	P105, P115	49
		土地等の非課税	商品の仕入れ					非		法6①	P78	50
			日中コロック	課税商品	に係るもの	課				法2①,30①	P125	51
	商品仕	/ / m./tts	国内引取り運 賃・倉庫保管料				非記 が対		克克	法2①,30②	P126	52
	茌		運送保険料					非		別表第一3	P82	53
	入	利益がゼロ乂は			の仕入れ	課					P115	54
		同種・同額の商品	古を返却する商						不		P76	55
		買手が危険負	商品の引渡し		に係るもの	課		-1 h		法2①,6①,基通		56
		担をする契約			品に係るもの	≅⊞		非		11-2-11		57
			事故により引 渡しなし		i品に係るもの	課		非				58
		 材料の購入	仮しなし	非球位的	加に徐るもの	課		ЭF		法2①,30①	P115	59 60
			有償支給			P4- 1	(赤	<u> </u>		1221, 301	1 110	61
			有償であっても支給した		た者の資産とし	ил			Ė	法2①, 基通1-4-	P76,	
		し (竹科寺を	て管理している		こ日の資産この				不	3, 5-2-16	P158	62
		文紹りる仃為	無償支給					不	-,		63	
	鍘	支払加工賃・外泊	外注費							法2①,30①	P115	64
	造	製造のための賃	工賃・外注費 ための賃金(その他の製造原価は販売費及び-						不	法2①,基通11-	P116	65
売	原	般管理費参照)					L.	1-2	P110	05		
売上原価	100	原価の減少項目	頁目として処理している端材の売却					上!	<u>ザ)</u>			66
備			材料ロスが少ないこと等を称える特別 報奨金			課			不		Doo	67
		外注加工先に							Ľ	法2①,30①	P90	
			製造品の数に応じて必ず支払われる報 愛金									68
		製造原価から他							不		P74	69
		価の額が確定し		仕るれ等		課			-1,		1 /4	70
		き渡しを受けた	非課税商品	пл-		非			P90,	71		
		の後確定した対位				課				基通11-4-5	P119	72
		期間において)			非課税商品			非				73
			課税仕入れり	- 仮スナ/			入税	額カ	16	法32①,基通6-		74
		入値引き・返品・	台」			マー	イナ	ス		3-4	P113,	
		し (リベート)・				,				法32①	P137	75
	入記	割引			課税期間の仕入	処理	里な	し		基通12-1-8	1 101	76
	-57:		れに係るもの	/)							DEC	77
		品評価損・棚卸減 入れた商品が廃		17 F 10 BE	吉不可能レカっ	+- +1		でき		基通5-2-13	P76	77
		人れた間面が 廃: したものと同様!		により版	が小り配こなり	104	勿口	(6) 別义	基通11-2-11	P116,	78
		作品・サンプル・記		田等も販	売したものと同村	美に	判片	7		基通11-2-14	P124	79
			主却ナスま		家賃収入が発生				計 建	±,211 2 11		
		売する住宅の取	骨する			物			.,	法30⑩,基通11-	D141	80
		自己建設は No.6 降参照)	元却りるよ	⁸ 売却するまでの間に家賃収入が発生						7-1	P141	81
	-		しない			拉R	 余対	象ん	<u> </u>			\vdash
			翌課税期間	が免殺事	当期一般課税		ボハ			法36⑤, 令54	P113,	82
		1	業者となるは			りり	K V J	비계 고	_ (1)	12000, 1101	P180	02
	期	末商品棚卸高	7.2.2.5.0		当期簡易課税					法37①	P241	83
			しますいいが		1 -17 +41 -4 555 H-15 1/4					3±20① 甘湿0		
			上記以外			調金	<u></u> とな	U		1-1	P119	84

消費税の基礎知識

■消費税のしくみ

項目	説明					明
1. 納税義務者	区分		国	内取引		輸入取引
	納税義務者		法人・	個人事業者	z.	すべての者
	国内取引については、小規模事業者の納税義務を免除する事業者免点制度があります。					
2. 国内取引● 納付税額の計算	前段階税額控除方前段階税額控務を排額を引力で表して非保証を非常額の表して売上いいます。一位入税額要等の保証を表して、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、	可余乞る十兑 は 表費 · 本子 · 本子 · 本子 · 本子 · 作 · 本子 · 作 · か · の · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ととってい生 さい、生 だい、たい、大 でいた。	ます。 産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	販とかを合いる と	肖費にまで転嫁するため、 などの取引のすべての段 もに、前段階で生じた税 仕入れに係る税額を控除 と除することを仕入税額控 と除き、原則として、帳簿 次のようになります。
計算	- 売上げに係る 消費税額 	保に 売る	入れに係る 税地域から 係る消費和 上対価の込 消費税額 倒れに係る	対額		差引納付する消費税額 (マイナスの場合は還付)
● 税負担の転 嫁 ※税率10%に よります。	売上げに係る消費 計算します。 消費者 D が負担	四円 月 月 月 三 業 報 田 する	f B・小売業 質から仕入 る税額4,000	1,000円 1,000円 達者 C はいれに係る消 の円(購入額	売上に 仕入れ 差引納 ずれ 背費税 40,00	販売 40,000円 ずの税 4,000円 1の税 2,000円 内付 2,000円 内付 2,000円 も税負担を行うことなく、 が額を控除して納付税額を 200円×10%)は、A・B・Cが 1+2,000円)と一致します。
3. 国内取引につい	消費税等相当額 担が事業者の利益 ハての不課税・非 請	生を日	E縮するこ	とになりま		きなければ、消費税の負

項目		内容
不課税取引	1	資産の譲渡等以外の取引
(課税対象外)		消費税の課税物件である「消費」は、それを提供する事業者の立

場から「資産の譲渡等(事業として対価を得て行う資産の譲渡及び 貸付け並びに役務の提供)」と定義されました。「資産の譲渡等」以 外の取引は課税の対象外(不課税)です。 ② 国外取引 消費税は、国内の「消費」に税の負担を求めるものであるため、「資 産の譲渡等」であっても国外で行われたものは課税の対象外(不課税) 不課税取引 となります。 (課税対象外) ③ 課税の対象は国内で行われた資産の譲渡等 したがって、国内で行われた資産の譲渡等が消費税の課税の対象 となります。 国内で行われた資産の譲渡等は、以下のとおり、非課税・免税・ 課税の3つに区分され、税額計算の基礎となります。 なお、保税地域から引き取られる外国貨物については、国内取引 と区別して課税要件が定められています。 国内において行われた「資産の譲渡等」は、「非課税資産の譲渡等」と 「課税資産の譲渡等」とに分かれます。 ① 資本取引・金融取引等、消費の概念になじまないもの 「消費」という概念と「資産の譲渡等」の定義とには、若干のズレ があり、「資産の譲渡等」には、土地や有価証券の譲渡等、本来「消 費 | とは考えにくいものが含まれてしまいます。 非課税取引 そこで、「消費」という概念になじまないものは、非課税とされて います。 ② 医療・福祉・教育等、政策的配慮に基づくもの 「消費」概念に合致し、「資産の譲渡等」に該当するものであっても、 医療や教育など、税負担を求めることについて国民の理解を得にく いと判断されたものは、政策的配慮から非課税とされています。 輸出取引及び輸出類似取引 輸出品に課税すると、日本の消費税を外国の消費者に負担させること になります。そこで、国内において行う「課税資産の譲渡等」のうち輸 免税取引 出取引等については、売上げには消費税を課さず、輸出する資産の仕入 れや輸出取引等に係る費用は仕入税額控除の対象とします。 このような取扱いを一般に0%課税といいます。 国内において行った「課税資産の譲渡等」のうち、免税取引に該当しな いもの 課税取引 不課税取引、非課税取引、免税取引のいずれにも該当しないものが課 税取引となります。課税取引は、売上げについては課税標準を構成し、 仕入れについては課税仕入れ等として仕入税額控除の対象となります。 4. 輸入取引 輸入取引については、保税地域から課税貨物を引き取る者が、その引 取りの際、消費税を納付します。 ①消費者が行う輸入貨物の引取りに係る消費税は、納税義務者と負担 者が一致することとなり、消費税の課税関係は完結します。

②事業者が事業上の仕入れとして行う輸入貨物の引取りに係る消費税は、什入税額控除をとおして消費者の負担に転嫁されます。

消費税の経理処理

■税抜経理方式と税込経理方式						
項目	説明					
1. 経理方式 (直所3-8通1、	消費税の課税の対象となる取引の経理処理には、税抜経理方式と税込 経理方式とがあります。					
4、直法2-1通	税額の取扱い			収扱い		
1,4)	経理方式	内容	売上げの 消費税等	仕入れの 消費税等	納付税額	還付税額
	税込経理 方式	対価に含まれる 消費税等の額を 区分しない	売上金額 に含める	資産の取得 価額・経費 の額に含め る	租税公課 として損 金算入	
	税抜経理 方式	対価に含まれる 消費税等の額を 区分する		仮払消費税 等とする		
	期 税 抜 方 式	期中は、消費税等 決算期末におい の金額を仮受消 に振り替える	て、一括し	て消費税等	払消費税 額が納付	税等と仮 等との差 税額又は
	月税 末方 括式	個々の取引計上 区分しないで、 税等の金額を仮 税等に振り替え	月ごとに- 受消費税等	-括して消費	還付税額。	となる
 納付すべき 消費税額 地方消費税 (直所3-8通2、 直法2-1通3) 会計システムの入力 還付申告を 行う場合 	地方消費 会計シス 又は税抜経	経理方式によって 税は、必ず消費税 テムで処理する 理方式を指示する では、還付利	^説 とあわせ [、] 場合は、税 るのが一般に	て経理処理し 込の金額を入 的な処理方法	ます。 、力し、税) :です。	込経理方式
2. 経理処理の選択(直所3-8 通2、5、直法2- 1通3、5) ●混合方式 (直所3-8通3、 直法2-1通3)	です。ただ している場 しか適用て 合には、す 売上げに 式とするこ	表示または税込経 で表現を表現である。 を表現である。また、 できまで、 ではないでは、 でいででは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	は、経営分 所得金額の 売上げに 代となりま 方式を適用 こだし、売	析等のために 計算にあたっ ついて税込紹 す。 している場合 上げの他に、	税抜経理 っては、税 を理方式を うには、両 うには、両 かなくとも	方式を採用 込経理方式 適用した場 者の混合方 棚卸資産、

	売	固定資	固定資産等		
区分	上げ	棚卸資産	固定資産 繰延資産	経費等	
税込経理方式					
税抜経理方式			税抜き		
		税却	税込み		
	税	税证	税抜き		
混合方式		税抜きき	税込み	税込み	
ルゴガス	がき		がたとう	税抜き	
			税抜き	税込み	
		税込み 	1元1人 🖰	税抜き	

混合方式による場合、棚卸資産の取得に係る取引については、税抜き か税込みかを継続適用しなければなりません。

● 経理処理を 変更した場 税抜経理方式から税込経理方式に、税込経理方式から税抜経理方式に 変更した場合であっても、期首棚卸高や固定資産の価額について、その 仕入れ等の事業年度において計上した金額を修正する必要はありません。 会計処理を変更した場合であっても、前事業年度の期末棚卸高と当事業 年度の期首棚卸高は一致します。

3. 法人税法上の 取引価額 (直法2-1通9 ~12) 法人税の所得金額の計算の基礎となる取引価額は、原則として、その 事業者が選択した経理方式により計上した金額となります。

区分	税込経理	税抜経理	混合方式
・少額減価償却資産の判定→10万円未満 (青色中小法人30万円未満) ・一括償却資産の判定 →10万円以上20万円未満 ・少額繰延資産の判定→20万円未満 ・特別償却等の判定→取得価額 ・資産の評価損 ・寄附金とされる贈与→時価 ・低額譲渡→時価	消費税等込みの	消費税等抜きの金額	その資産に適用している方式による金額
寄附金とされる経済的利益の価額	の 金 額	ня	消費税等抜き の金額で計算
交際費等の額		消費税等抜き 交際費に適 の金額で計算 している方式	
		(控除対象外消費	費税等は含める)

●少額減価償 却資産 少額減価償却資産の限度額は10万円未満(青色中小法人、青色個人事業者については30万円未満)とされていますが、税込経理方式では、税込金額で判定するため、税率10%では、本体価額は90,909円(青色中小法人、青色個人事業者については272,727円)が限度額となります。

● 資産の取得 価額 税込経理方式を行う場合、減価償却資産の取得価額に含まれる消費税 等は、償却によって損金算入されます。

消費税の基礎実務

■国内取引の課税の対象					
項目		説	明		
1. 課税対象 (法2①八、4 ①⑤)	国内において、事業者が行った「資産の譲渡等」は、消費税の課税の対象となります。「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいうことから、次の4要件			対価を得て行われ	
			限税の対象となります。	2111	
	また、国内に	おいて行った	こみなし譲渡は、課税の対象	象となります。	
	区分	[3	国内取引の課税の対象とな	る要件	
	原則	①国内取引 ②事業者が ③対価を得	こ該当するもの であること 事業として行うものである て行われるものであること 度及び貸付け並びに役務の		
	国内における みなし譲渡	①法人の自社	かに該当するもの 社役員に対する資産の贈与 者の事業用資産の家事消費		
● 輸入取引	☞195ページ				
●みなし譲渡	☞ 102、234ペ-	ージ			
2. 国内取引か国 外取引か	取引の内外判 れています。	定は、資産の	の譲渡、貸付け、役務の提	供について定めら	
7F4X5177		貸付け、役務	めない取引は	資産の譲渡等に該	
	当せず、資産の譲渡等以外の取引は課税の対象ではないため、内外判定				
	の必要はありま	せん。			
●国内とは	国内とは、消費税法の施行地(日本の課税権が及ぶ地域)をいいます。法				
(法2①一)	律は、日本の領土全体(北海道、本州、四国、九州及び附属の島)にわたり効				
	力を有し、領海上も国内となります。ただし、当分の間、北方四島は除かれ				
V/m	ます。日本の課税権が及ぶ地域は、国際法に従って判断することになります。				
●資産の譲渡・			テった場合には、譲渡又は ***	貸付けの時に所在	
貸付け (法4③、基通	していた場所に				
5-7-12)		判定域	易所	判定	
3 (12)	譲渡又は貸付い	けの時に資産:	が所在していた場所	国内…国内取引 国外…国外取引	
		おいて特定され	した場合でも貸付資産を引き渡し ている貸付資産の使用場所を合		
	※輸出として行う	資産の譲渡は、	資産の譲渡を行う時には資産が 運び出す取引であることから、		
(特殊な資産)	_ 次の資産につ	いては特別の)判定場所が定められている	ます。	
(令6①、基通	資産の	種類	次の場所が国内であ	れば国内取引	
5-7-2~3)	船舶・航空機 籍票の交付を受		船舶・航空機の登録をし 票の交付をした機関の所有	- 0240 42 - 740 10	
	登録を受けてい 航空機	いない船舶・	その譲渡又は貸付けを行 又は貸付けに係る事務所		
	鉱業権・租鉱権	室・採石権等	鉱区・租鉱区・採石場等の	の所在地	

	1
特許権、実用新案権、意匠 権、商標権、回路配置利用 権又は育成者権	権利の登録をした機関の所在地 (2以上の国において登録をしている場合 には、これらの権利の譲渡又は貸付けを 行う者の住所地)
公共施設等運営権	公共施設等の所在地
著作権・出版権・著作隣接 権・特別の技術による生産 方式 (ノウハウ)等	著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住 所地
営業権・漁業権・入漁権	その権利に係る事業を行う者の住所地
振替機関等が取り扱う有価 証券等	振替機関等の所在地
振替機関が取り扱わない有 価証券等 (券面なし)	その権利又は持分に係る法人の本店等の 所在地
振替機関が取り扱わない有 価証券等 (券面あり)	有価証券が所在していた場所
登録国債等	登録国債等の登録をした機関の所在地
出資持分	その持分に係る法人の本店又は主たる事 務所の所在地
金銭債権	債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等・預託 金方式のゴルフ会員権等	ゴルフ場その他の施設の所在地
上記の資産以外の資産でそ の所在していた場所が明ら かでないもの	その資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地*

*買手の事務所等の所在地は、内外判定に影響しません。

● 役務の提供 (法4③) 役務(サービス)の提供は、それが行われた場所によって判定します。

判定場所	判定
役務の提供が行われた場所	国内…国内取引 国外…国外取引

(特殊な場合) (令6②、基通 5-7-13~15) 次の場合には特別の判定場所が定められています。

役務の内容	次の場所が国内であれば国内取引
輸送	出発地・発送地・到着地のいずれか
通信・郵便	発信地・受信地・差出地・配達地のい ずれか
保険	保険会社の保険の契約の締結に係る事 務所等の所在地
専門的な科学技術に関する知識を必要とする建物・生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案、助言、監督又は検査に係る役務の提供	当該生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

消費税の申告と納付

■国内取引に係る確定申告

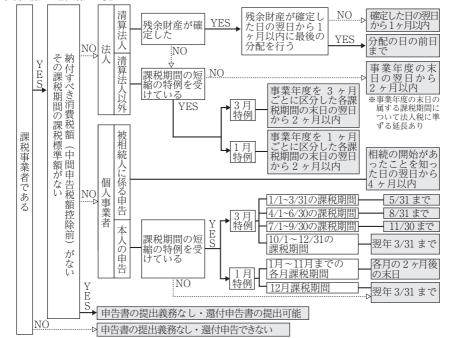
項 目 1. 納税義務の成 立と税額の確 定

(通則法15② 七、16①) 説明

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等が行われた時に成立し、課税期間ごとに、事業者が自ら計算して、税務署長に確定申告書を提出することによって、納付すべき税額が確定します(租税債務の確定)。このように、納付税額が納税義務者の申告によって確定し、その申告がない場合に限って税務署長が確定のための処分を行う方式を申告納税方式といいます。

※大法人の令和2年4月1日以後開始する課税期間に係る申告は、e-Taxによることが義務付けられています。

申告期限と納期限一覧



2. 法人の申告期 限と納期限

(法45①④、49、 基通15-2-6)

- 通常…その事業年度 (課税期間) の末日の翌日から2ヶ月以内
- 課税期間短縮特例の場合…短縮した各課税期間の末日の翌日から2ヶ 月以内
- 清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内 (その法人の資産負債を全部引き継ぐ実質的な営業譲 渡があった場合は、引継日の翌日から1ヶ月以内)

	残余財産が確定した場合には、確定した日の翌日から 1ヶ月以内				
3. 申告期限の延 長 (法45の2、通 則法15②七、 法法74、75、 75の2)	法人税法は、確定決算主義を採用するため、決算が確定しない場合の確定申告期限の延長を設けています。消費税は、課税資産の譲渡等をした時に納税義務が成立し、確定申告書の作成に当たって決算の確定を待つ必要はありませんが、令和2年度税制改正において、働き方改革を後押しする納税事務負担の削減の観点から、法人税の申告期限を延長することができる法人については、届出により、消費税の申告期限を1か月延長することができるよう見直されました。 課税期間を短縮している場合は、事業年度の末日の属する課税期間の申告期限が延長されます。				
4. 災害等があっ た場合 (通則法11、通		理由により申告・納付等ができないと認めら やんだ日から2ヶ月以内に限り、その期限の			
則令3)	区分	延長後の期限			
	災害地域が指定される場合 納税者の申請による場合	災害等がやんだ日から2ヶ月以内の指定 された日			
5. 申告不要 (法45①)	すべき金額 ②納付すべき消 い場合には、確定申告書の提	課税事業者であっても、その課税期間において、①課税標準額に算入すべき金額 ②納付すべき消費税額(中間申告税額控除前)の両方がない場合には、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、その場合でも課税事業者は還付申告が可能です。			
6. 提出期限が休 日の場合 (通則法10)	確定申告書の提出期限が、土曜日、日曜日、祝日等の休日にあたると きは、その翌日がその期限とみなされます。				
7. 郵送は消印有 効 (通則法22)	確定申告書及びその添付書類は、郵便又は信書便により提出することができます。その場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日(その表示がないとき、表示が明瞭でないときは、発信日として推定される日)に提出されたものとみなされます。				
	区分	提出の日			
	 書留・簡易書留・配 郵便	記達記録 郵便物受領証等に記載された引受 日			
	普通郵便・速達郵便	更 消印の日			
	信書便 一般信書便事業者・ 書便事業者が行う信				
	一般信書便事業者・特定信書	書便事業者以外は信書便の取扱いができません。			
8. 時間外収受		、時間外収受箱に投函して提出することがで は、勤務時間開始とともに取り出され、直前 として取り扱われます。			

9. 期限後申告 課税事業者は、確定申告書の提出期限後においても、決定があるまでは、 期限後申告書を提出することができます。 この場合には、その申告書を提出する日までにその申告書に記載した

輸入または輸出がある場合

■輸入取引

■輸入取引	
項目	説明
1. 課税の対象 (法4②、基通 5-6-2)	保税地域から外国貨物を引き取る際には、輸入の消費税が課税されます。 輸入取引については、国内取引と異なり、事業性があるか対価性があ るかにかかわらず、保税地域から引き取られるすべての外国貨物が課税 の対象となります。
2. 納税義務者 (法5②)	外国貨物を保税地域から引き取る者は、その外国貨物に係る消費税の 納税義務者となります。 外国貨物を保税地域から引き取る者とは、関税法における輸入者すな わち輸入申告書に記載した名義人です。
3. 実質的輸入者 (基通11-1-6)	関税の減免税を受けるため、実質的な輸入者があるにもかかわらず、 課税貨物を国内で使用する者が輸入申告をする必要がある場合(限定申 告)において、次の要件のすべてに該当するときは、その実質的な輸入 者がその課税貨物を保税地域から引き取ったものとします。 ①実質的な輸入者が輸入貨物を輸入申告者に対して有償譲渡する ②実質的な輸入者がその貨物の引取りに係る消費税等を負担する ③実質的な輸入者が輸入許可書等の原本を保存する
	保税地域 実質的な
4. 保税地域 (関税法29、37、 42、56、62の2、 62の8)	保税地域とは、外国から輸入した貨物について関税の課税を保留した 状態で保管する地域をいい、輸出する貨物についても保税地域に搬入され、 輸出の許可の手続きが行われます。 保税地域は、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展 示場、⑤総合保税地域の5種類です。
5. 外国貨物と内 国貨物 (関税法2① 三、四)	外国貨物と内国貨物は、輸入又は輸出の許可を受けているかどうかにより次のように区分されます。 「中国貨物」 「中国貨物 「中国貨物」 「中国貨物」 「中国貨物」 「中国貨物」 「中国貨物 「中国貨物」 「中国貨物」 「中国貨物 「中国貨物 「中国貨物」 「中国貨物 「中国貨物」 「中国貨物 「中国貨物」 「中国貨物 「中国貨物 「中国貨物」 「中国貨物 「中国

6. 非課税と免税 (法2①十一、6②、別表第二、 関定法14~ 17、輸徵法13)

非課税貨物…(①有価証券等 ②郵便切手類 ③印紙

- ④証紙 ⑤物品切手等 ⑥身体障害者用物品

国貨 貨物 免税貨物…(無条件免税、特定用途免税、再輸出免税等)

課税貨物…(上記以外)

輸入貨物に係る主な免税は、次のとおりです。

輸入に係る消費税の免除で主なもの

- ①天皇及び皇族用物品
- ②外国の元首に属する物品・在外公館から送還された公用品
- ③国際機関等が贈与する勲章等、国連等から寄贈された教育用物品
- ④国際博覧会等の公式のカタログ類

外

⑤記録文書その他の書類、ニュース映画用のフィルム

- ⑥注文の取集めのための見本・輸出貨物に貼り付けるラベル等
- ⑦海外旅行者が入国時に携帯して輸入する一定の生活用物品等 ⑧空港の到着時免税店において購入した一定の物品
- ⑨国内に移住するための引越荷物等
- ⑩再輸入貨物 (減免戻適用物品を除く)
- ①遭難した船舶等の解体材・事故により積み戻された貨物
- 迎課税価格の合計額が1万円以下の物品

用

輸入の許可の日から2年間は用途変更をしない次のもの

①学術研究用·慈善用·国際親善用寄贈物品

定

- ②儀式·礼拝用寄贈物品
- ③日本赤十字社への寄贈療用物品

途免 ④国際博覧会等用消費物品

- ⑤国内に移住する者が個人的に使用する目的で入国の際輸入する 税 白動車等
 - ⑥条約の規定による特定用途免税物品

外交官用貨物等の免税

輸入の許可の日から1年以内に輸出される次のもの

- ①加工・修理される貨物又は加工材料、輸入貨物・輸出貨物の容器
- ②学術研究用品·試験品·試験用機器
- ③注文の取集めの見本品
- 輸出 ④国際運動競技会等において使用される物品
- 免 ⑤映画撮影用の機械及び器具
 - ⑥博覧会、展覧会等の出展品
 - (7)一時入国者が入国の際輸入する自動車等
 - ⑧条約の規定により再輸出される貨物

● 到着時免税 店制度 (関税定率法 14十:)

上記「無条件免税」の⑦のとおり、海外旅行者等が入国の際に携帯す る生活用物品等については、携帯品免税の措置が取られています。

これと併せ、入国旅客が本邦空港内の入国エリアに設置された到着時 免税店において購入する外国貨物は、国外で購入した物品と合算した上で、 個人的使用と認められる一定量・金額のものに限り、消費税等が免除さ れます。

7. みなし引取り 基通5-6-4)

保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、そ (法4⑥、令7、)の消費等をした者がその消費等の時にその外国貨物を引き取るものとみ 輸徴法5、8、なして課税されます。

その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場

国境を越えた役務の提供がある場合

■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例

1. デジタルコン

役務の提供の原則的な取扱によれば、日本国内で提供を受ける電子書 テンツの提供 | 籍や音楽の配信等は、その提供を国内の事業者が行えば国内取引、国外 事業者が行えば国外取引となります。そうすると、同じ電子書籍等であ っても、提供者の違いによって最終的な税負担が異なることとなり、国 内外の事業者間で競争条件に歪みが生じます。

> そこで、電子書籍や音楽の配信、クラウドサービスなどのデジタルコ ンテンツの提供は「電気通信利用役務の提供」と位置づけられ、平成27 年度税制改正により、内外判定の基準が見直され、リバースチャージ方 式及び国外事業者申告納税方式が導入されました。

2. 内外判定

(法43)二、 三、④、令6 ②六)

		×	分	内外判定			
	役 者 が受ける場			国内の本支店で受けるもの → 国内取引			
		「事業	国内事業者		国外において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国外取引		
役務の		け	が受ける場合	国外事業所 等で受ける もの	国内外において行う資産の譲渡等 に要するもの → 国内取引		
提供が行				国内において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国内取引			
行	信利	信利		国外の本支店で受けるもの → 国外取引			
h	れた場所が明らか用役務の提供」	用	国外事業者		国外において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国外取引		
場所が明		の が受ける場 提 供 合	PE [*] で受け るもの	国内外において行う資産の譲渡等 に要するもの → 国外取引			
5分かで				国内において行う資産の譲渡等に <u>のみ</u> 要するもの → 国内取引			
ない	な 「消費者向け電		役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所 在地が国内 → 国内取引				
			上記の場所が国外 → 国外取引				
			役務の提供 所等の所在 ^は	を <u>行う者</u> の役務の提供に係る事務 地が国内 → 国内取引			
	V)1)	上)六.	J 4371	上記の場所が	上記の場所が国外 → 国外取引		

- ※ PE (Permanent Establishment) とは、日本国内にある恒久的施設 であり、次の3つに区分されています(法法141、法令185、186、所 法164、所令289、290)。
- ① 支店 PE: 支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫およ び鉱山・採石場等天然資源を採取する場所など
- ②建設 PE:建設、据付け、組立て等の作業、またはその指揮監督の役務 の提供を1年を超えて行う場合のその場所
- ③代理人 PE: 国内に自己のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある 者で、これを常習的に行使する者や、商品等の資産を保管し顧客への 引き渡しを行う者、あるいは注文の取得等の重要な部分をする者

3.	用語の意義	(法2①、	4(1),	5(1)	令2の2)
v.	/ 11 11口 マノ/157 才定	114441	T(1/10	ノヘエノト	134004	,

O. /13 HI 47 /EA 42 (12)	201101001 (12000)	0.711HL • 776.4% (12/00) (12/00)						
国外事業者	所得税法上の非居住者である個人事業者及び法人税法上の外国法人							
登録国外事業者	国税庁長官の登録を受けた事業者							
電気通信利用役務の提供	資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供(著作物の利用の許諾に係る取引を含む。)その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供(電話、電信、通信媒介を除く。)であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のもの							
事業者向け電気 通信利用役務の 提供	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -							
消費者向け電気通 信利用役務の提供	「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の 提供」以外のもの(※法令上の定義ではありません。)							
特定役務の提供 ☞ 215ページ	資産の譲渡等のうち、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能 人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役 務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供(当 該国外事業者が不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除く。) ※「電気通信利用役務の提供」に該当するものを除く。							
特定資産の譲渡等	特定資産の譲渡等「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」							
特定仕入れ	特定仕入れ 事業として他の者から受けた「特定資産の譲渡等」							
特定課税仕入れ	特定課税仕入れ 国内において行った課税仕入れのうち「特定仕入れ」に該当するもの							
課税資産の譲渡等			課税仕入れ					
	持定資産の譲渡等]						

4. 電気通信利用役務の提供の範囲

②特定役務の提供

①事業者向け電気通信利用役務の提供

- 用役務の提 供に該当す るものの例
- ●電気通信利 |・雷子書籍、電子新聞、音楽、映像、ソフトウエア (ゲーム等の様々な アプリケーションを含む。) などの配信

特定課税仕入れ

- クラウド上のソフトウエアやデータベースなどを利用させるサービス
- インターネット等を通じた広告の配信・掲載
- インターネットトのショッピングサイト・オークションサイトを利用 させるサービス
- ソフトウエアやゲームアプリなどをインターネット上で販売するため の場所(WEBサイト)を利用させるサービス
- インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイトへの掲載等 (宿泊施設、飲食店等を経営する事業者から掲載料等を徴するもの)
- インターネットを介して行う英会話教室
- 電話を含む電気通信回線を介して行うコンサルテーション
- 電気通信利 用役務の提 供に該当し ないものの 例
- 電話、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線の利用など、他 者間の情報伝達を単に媒介するサービス(通信)
- ソフトウエアの制作等
- ソフトウエアの制作を国外事業者に依頼し、その成果物の受領や制作 過程の指示がインターネット等を介して行われる場合がありますが、

特殊な法人の場合

■公益法人等の特例

(1) 分類と特例

項	目		説	明	
		国、地方公共団体、	公共法人、	公益法人等については、	おおむね次の
		ように区分して特例か	ご設けられて	います。	

	適用される特例					
区分	課税 単位	資産の譲渡 等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限		
国(一般会計)	0	0	課税標準額に対する消費 税額と仕入控除税額とを	申告義務		
地方公共団体(一般会計)	0	0	同額とみなす	なし		
国(特別会計)	0	0		0		
地方公共団体(特別会計)	0	0	 特定収入がある場合の	0		
消費税法別表第三に掲げる 公共法人、公益法人等	_	△ 要承認	付足収入がめる場合の 仕入税額控除の特例	△ 要承認		
人格のない社団等	_	_		_		

※別表第三に掲げる法人には、例えば、一般社団法人、一般財団法人、 学校法人、宗教法人等があります。

(2) 公益法人等の納税義務等

項目		説	E	明			
1.4	収益事業と非	公益法人等については、治	去人税法では、収益	事業に限って課税し、収			
1	仅益事業	益事業を行っていない場合に	こは、申告納税の義務	务はありません。			
		しかし、消費税法では、4	又益事業であるか否だ	かに関係なく、個々の取			
		引が国内における資産の譲渡	度等に該当するかど	うかで課税の対象を判断			
		します。					
		公益法人等について、特別	別にその納税義務をタ	免除する規定は設けられ			
		ておらず、普通法人と同様に	こ消費税の納税義務者	音となります。			
2. 7	2. 寄附金収入 一般的な寄附金は、給付に対する対価の支払いではないため、不課						
(法4、基通5-2-	です。					
	14)	寄附金という名目であっても、その実質が資産の譲渡又は貸付け、サ					
		ービスの提供の対価である場	湯合には、課税の対象	 良となります。			
		寄附金の判定	寄附を受けた事業者	寄附を行った者			
実質	ξ.	対価性なし	不課税	不課税			
11で	\$	課税資産の譲渡等の対価	課税売上げ	課税仕入れ (仕入税額控除の対象)			
判定	2	非課税資産の譲渡等の対価	非課税売上げ	課税仕入れでない			

(3) 公益法人等の仕入税額控除の特例

(3) 公益法人	寺の江人悦部	控除の特例						
項目		説		明				
1. 趣旨				形式上は公益法人等を経 た機関がその費用を負担				
	対価を支払った			全等によって課税仕入れの 質を制限する特例が設けら				
れています。								
2. 特例適用の判定(法60④)免税事業者か 単告不要								
<u> 兄祝事来有刀</u> NO ∇	3	TES-		中口小安				
簡易課税の適	i用があるか —	YES —		● 簡易課税計算				
NO								
V		一般課税						
②消費税法別 ③人格のない	.—		≦れる法人	その他の法人				
	YES			YES				
その課税期間 5%を超える		NO NO		控除対象仕入税額 の特例計算なし				
控除対象	↓YES 仕入税額の特例	計算あり						
別表第三に	掲げる法人	個別法により別表領	第三に掲げる	る法人とみなされる法人				
公共法人、一般社団法人、一 ①法人である政党又は政治団体(政党等法人法) ②地方自治法260条の2第1項の認可を受けた地縁団体 法人、学校法人、健康保険組 ③マンション管理組合法人(区分所有法)合、商工会、税理士会、弁護 ④NPO法人(NPO法) ⑤マンション建替組合、マンション敷地売却組合 (マンション建替法) ⑥防災街区整備事業組合(防災街区整備促進法) ⑦広域的運営推進機関(電気事業法)								
3. 特定収入 (令75①②)	寄附金収入、名 出資金収入	会費収入その他非特定	収入以外の その使途か	ン収入のうち、補助金収入、 ・収入をいいます。 ・課税仕入れ等以外に特定				
4. 収入の区分 (法60④、令75、 基通16-2-1)	公益法人等に 分します。	は、特例計算を行う <i>た</i>	こめに、その	0収入を次の表に従って区				

個人事業者の場合

■個人事業者の取扱い

項目	説	明
1. 課税の対象	個人事業者は、事業者の立	場と消費者の立場をあわせもっています。
(基通5-1-1、5		上げ及び仕入れのみが課税の対象となり、
1-8)	消費者の立場で行う自宅の売	却や生活用品の購入等は、消費税の納税額
	の計算に関係しません。	

区分					
法人 人格のない社団等	全ての取引	事			
	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供 ・所得税における事業所得に限らない ・その規模を問わない ・事業用固定資産の譲渡等の事業付随行為を含む	「事業として」			
個人事業者	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供でなく、事業付随行為でもない	「事業として」			
	事業を行わない個人が行う取引 給与を対価とする役務の提供	課税対象外 (不課税)			

2. 個人事業者と 区分

(基通1-1-1)

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいいます。 給与所得者の | 請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供は 「事業として」に該当し、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務 の提供は、「事業として」行うものに該当しません。

> 民法上、「雇用」とは、当事者の一方が相手方に対して労働に従事す ることを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもの、 「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方 がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するものとされて います。

> 契約によってその区分が判定できない場合には、例えば、次の事項を 総合勘案して判定することになります。

項目	総合勘案して判断
作業従事者の代替性あり	事業所得の要素
時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素
完成品についての危険負担なし	給与所得の要素
報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素

● 大工等の具 体例(大工等 の取扱涌達、 大工等の取

①作業従事者の代替性が認められる例

• 急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手 配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われ、 作業に従事した者に対する報酬は、本人が支払う。

扨情報)

(報酬の支払者が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数 に係る報酬は従事した他の作業員に支払われる場合は代替性がない こととなる。)

- ②時間的拘束(業務の性質上当然に存在する拘束を除く。)を受ける例
 - 作業時間が定められており、時間内に予定する作業が終わった場合 には他の作業にも従事する。
 - 作業時間が定められており、時間外の作業について報酬が加算される。 (近隣への騒音の配慮から作業時間が定められているが、終了時間 までに予定されている作業が終わった場合に自己の判断で帰宅して も所定の報酬の支払を受ける場合や、作業の進行状況等に応じてそ の日の作業時間を自らが決定できる場合は、拘束を受けていないこ ととなる。)
- ③指揮監督(業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。)を受ける例
- 現場監督等から、作業の具体的内容・方法等の指示がなされている。 (指示書等の交付によって通常注文者が行う程度の作業の指示がな されている場合や、他職種との工程の調整や事故の発生防止のため に作業の方法等の指示がなされている場合は、指揮監督を受けない こととなる)
- ④完成品についての危険負担がない例
 - 完成品が引渡し前に台風により損壊した場合であっても、提供した 役務に対する報酬の支払を請求できる。 (提供した役務に対する報酬の支払を請求できない場合は、危険負 担があることとなる。)
- ⑤報酬の支払者から材料等(くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具 程度の用具等を除く。)を供与されている例
 - 手持ちの大工道具以外は報酬の支払者が所有する用具を使用してい

(報酬の支払者が所有する用具を使用せず、本人が所有する据置式 の用具を建設作業等に使用している場合は供与されていないことと なる。)

● 報酬の支払 入税額控除 (法2①十二、 法30①一)

所得税法上、給与所得となる給与等を対価とする役務の提供を受ける 者における仕しことは、課税仕入れではありません。したがって、その報酬が給与所得 に該当する場合には仕入税額控除の対象となりません。

● 事業付随行 為 (令23)、基通 5-1-7)

事業活動の一環として又は関連して行われる資産の譲渡、貸付け、役 務の提供は、事業として行われたものに該当します。

(例示)

- 事業の用に供している建物、機械等の売却
- 利子を対価とする事業資金の預入れ
- 事業の遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭 等の貸付け
- 新聞販売店における折込広告
- 浴場業、飲食業等における広告の掲示
- 職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者に該当するもの が対価を得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供
- 職業運動家、作家等で事業者に該当するものが対価を得て行う催物へ

■簡易課税制度の概要								
項目	訪	į B	月					
1. 簡易課税制度	く、その課税期間の課税 額を計算する方法をいい なお、簡易課税制度を 生じることはありません	簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額にかかわりなく、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を基に控除対象仕入税額を計算する方法をいいます。 なお、簡易課税制度を適用した場合、仕入税額控除により還付税額が生じることはありません。 適用の単位についての留意点は、課税事業者の選択と同じです。						
2. 適用要件	簡易課税制度は、届出書を提出して選択します。 簡易課税制度選択届出書を提出するか否かは納税義務者の任意ですが、 届出書を提出した後は不適用届出書の提出がない限り、基準期間におけ る課税売上高が5,000万円以下である課税期間については、必ず適用され ます。							
	簡易課税制度選択	基準期間におい	ける課税売上高					
	届出書の提出	5,000万円以下	5,000万円超					
	あり	簡易課税	一般課税					
	なし	一般課税	川又日本17几					
3. 控除対象仕入 税額の計算 (法37①、基通 13-1-6)	控除対象 課税標準額 仕入税額 対する消費		貸倒回収額に 系る消費税額 × 仕入率					
4. 売上対価の返 還等と貸倒れ	している場合であっても	、売上対価の返還等に信						
5. 簡易課税制度 選択のポイント	の税額控除は、一般課税の場合とかわりなく適用されます。 簡易課税制度を選択した場合、課税標準額に対する消費税額から納付すべき消費税額を計算するため、仕入れについて区分経理や帳簿及び請求書等の保存が不要となります。 他方、個々の課税売上高がいずれの事業に該当するのかを把握しなければならないため、複数の事業を営んでいる場合には、課税売上高の区分の手数がかかります。 また、課税売上高に対する一般課税による控除対象仕入税額の割合が、みなし仕入率を上回る場合には、一般課税に比べて税負担が重くなります。したがって、簡易課税制度の選択は、事務負担の増減と税負担の増減とを勘案して判定することになります。							
6. 納税額の計算	簡易課税と一般課税の のようになります。	納付税額の計算方法を占	比較すると、次のページ					

納付税額の 計算	一般課税による場合	簡易課税制度による場合	
課税標準額	課	税売上高× 100 110	
課税標準額に 対する消費税額	課和	说標準額×7.8%	
調整税額	控除過大調整税額	貸倒回収に係る税額	
適用要件	帳簿及び請求書等の保存	①当課税期間開始前に簡易課税制度選択 届出書の提出あり ②基準期間における課税売上高 ≦5,000万円	
控除対象 仕入税額	全額控除 個別対応方式 一括比例配分方式 非課税資産の輸出等に係る特例 資産の国外移送に係る特例 住入れ対価の返還等に係る特例 期首在庫・期末在庫の調整 調整対象固定資産に係る調整	課税標準額に対する消費税額△返還等対価に係る消費税額+貸倒回収の消費税額 ★ 仕入率	
返還等対価に 係る税額	売上げ対価	前の返還等の金額 $\times \frac{7.8}{110}$	
貸倒れの税額	貸倒	れの金額× $\frac{7.8}{110}$	
無税標準額に対する消費 納付する 消費税額 △控除対象仕入税額 △返還等対価に係る税額 △貸倒れに係る税額		課税標準額に対する消費税額 +貸倒れ回収に係る税額 △控除対象仕入税額 △返還等対価に係る税額 △貸倒れに係る税額	
納付する 地方消費税額	納付する消費税額 $ imes rac{22}{78}$		
納付税額合計	消費税額+地方消費税額		

⁽注) 経過措置により旧税率が適用される取引又は軽減税率が適用される取引がある場合には、税率が異なるごとに区分してそれぞれの税率を適用して計算します。 返還等対価に係る税額及び貸倒れの税額は、その課税資産の譲渡等に適用した税率で計算します。

■事業区分の具体例 【卸売業・小売業】

【卸売業・小	九来 <u>,</u>	事業区分	備考
		1	J.I. J
	仕入れた商品を事業者しか入場できない特定の店舗で販売	1	
	事業者に会員証を交付し、会員証を提示した者にのみ	1	
	商品を販売することとしている場合	1	
	店頭に消費者には販売しない旨の掲示をして事業者で	1	
	なければ販売しない場合	1	
	仕入れた商品を事業者以外も入場できる店舗で相手の	2	
	確認を行わず販売		
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2	
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事	3	
	業者に販売 仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事		-
各種商品卸	性人れた商品に りいて 性質及び形状の変更を行うで争	3	
売業	代理商、中立商	4	
	商品代金と区別して受領する配送料	5	
	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利		X+1 & FI
	用し預り金として処理するもの	課材	说対象外
	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処	5	
	理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	Э	
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	1	事業者以外に対す
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	1	る販売は第2種
		4	こん包材等を生じさ
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却		せた事業の区分に処
	ウコの東巻には田していた海伽 乳供 機計 供口笠		理することも可
	自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等 の売却	4	
	仕入れた商品を事業者に販売	1	
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2	
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事		
	業者に販売	3	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事	3	
	業者以外に販売	3	
	商品代金と区別して受領する配送料	5	
各種商品小	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利	課系	说対象外
売業	用し預り金として処理するもの	IVIVI.	76713671
1,22,14	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処	5	
	理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	0	古光さ。の町古は
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売 配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	2	事業者への販売は 第1種
	旧公介で同田八巫に占めて117周田の敗死と記込り一と人		毎1性 こん包材等を生じさ
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	せた事業の区分に処
		1	理することも可
	- 自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等	4	.17 00001
	の売却	4	

【卸売業・小売業】

[四九来 门、		事業 区分	備考
	自己が企画設計した商品を製造業者に発注し製造させ、	1	
	完成品を仕入れて事業者に販売 自己が企画設計した商品を製造業者に発注し製造させ、	1	
	日口が正画設計した商品を製造業者に発往し製造させ、 完成品を仕入れて販売するもので、事業者への販売で	2	
	あることが確認できないもの	4	
	自己が企画設計し、材料を支給して製造業者に製造さ	3	
製造問屋	せ、完成品を仕入れて事業者に販売	3	
	自己が企画設計し、材料を支給して製造業者に製造さ		
	せ、完成品を仕入れて販売するもので、事業者への販 売であることが確認できないもの	3	
	放 でめることが確認できないもの		
	製造業者に製造させて販売	3	
	第3種事業に伴い生じた加工くず、副産物の譲渡	3	
	輸入品に自己の名称を表示したシールを貼付して販売	2	事業者への販売は
商標、ネー	完成品を購入し、ビンや箱にラベルを貼付して販売	2	第1種
ム等を貼付	仕入れた商品に自己のロゴを付して販売 仕入れた商品等に販売先の他の事業者の名入れ等を行		
する行為	いその他の加工をしないで販売	1	
	別途受け取る名入れ代	5	
	完成品を仕入れ、1 ダースずつ箱に詰めて小売業者に販売	1	
複数の商品	購入した複数の商品を選別し組み合わせ、セット商品	2	事業者への販売は
の詰め合わ	として自己のロゴを貼付し販売 仕入れた商品を何種類か選んで袋に詰め、福袋として		第1種
せ	消費者に販売	2	
	完成品を仕入れ、製造した製品とのセット商品として販売	3	
	売上高の一定率をテナント料として支払う場合の消費	2	
デパートの			
テナント	テナントがデパートに商品を販売する商品販売契約 (消化仕入れ)の場合	1	
	通信販売、訪問販売で事業者に販売	1	
	通信販売、訪問販売で消費者に販売	2	
	通信販売、訪問販売で購入者が事業者かどうか不明	2	
無店舗販売		0	事業者しか購入し得
	自動販売機による販売	2	ない場所に設置され た場合は第1種
	化粧品の無店舗販売で、販売員(事業者)に販売	1	/こ物口は外1性
	化粧品の無店舗販売で、消費者に販売	2	
	小売価格を明示しているレンズ、眼鏡枠を加工して明	2	
眼鏡店	示した小売価格以外に加工賃を別途受領しない販売		
	検眼 仕入れた裸石と空枠を指輪に加工し加工賃を上のせし	5	
	11人れた株石と全件を指輪に加工し加工員を上のもし て販売	3	
	陳列している裸石と空枠を客の希望により組み合わせ	2	
	て指輪にして販売 (加工賃を受領しない)		
宝石店	客が持参した裸石と陳列している空枠を組み合わせて	2	事業者への販売は
	指輪にして販売(加工賃を受領しない) 購入する顧客に合わせて無償でサイズを調整して仕入		第1種
	脚八りる顧各に合わせて無負でサイスを調整して任人	2	
	顧客が持ち込んだ指輪等のサイズを調整する場合の工賃	5	

【軽減税率と標準税率の具体例】

区分	【軽減税率】	【標準税率】	判定のポイント	
食品表示法に規定する食品	• 食用として販売される塩	工業用として販売される 塩	食品とは、食品表示法に規定 する食品であり、人の飲用又 は食用に供されるものをいう。	
	• 食用の籾(もみ)	• 人の飲用又は食用に供されるものではない「種籾 (たねもみ)」		
	ケーキの材料など食材と して販売されるかぼちゃ の種	• 果物の苗木など栽培用と して販売される植物及び その種子		
	かき氷かき氷に用いられる氷や 飲料に入れて使用される 氷などの食用氷	保冷用の氷ドライアイス		
	ミネラルウォーターなど の飲料水	• 水道水(ペットボトルに 入れて食品として販売す る場合を除く)	水道水は、飲食用も含めた生活用水として供給されるものであり、食品に該当しない。	
	・人の食用に供される活魚などの水産物	・食肉加工することを目的 に販売する生きている 牛、豚、鳥	水産物は生きた状態で食品に 該当するが、畜産物は切断し た状態から食品に該当する (食品表示基準)。	
	• 賞味期限が近い「食品」 の特売	• 賞味期限切れの「食品」 を廃棄するための譲渡	廃棄のために譲渡する食品 は、人の飲用又は食用に供さ れるものではない。	
	百貨店等における高級食材の販売	• 高級食材とは別料金の箱 代	高級食材であっても軽減税率 の対象となる。	
	・人の食用として販売する 果物 (購入者は動物の餌 にする目的)	牛や豚等の家畜の飼料人が食べても害のない材料を使用したペットフード	購入者の使用目的は食品であ るかどうかの判定に影響しな い。	
医薬品	特定保健用食品、栄養機能食品医薬品等に該当しない栄養ドリンク医薬品等に該当しない健康食品、美容食品	• 医薬品等に該当する栄養 ドリンクや食品	「医薬品」、「医薬部外品」「再 生医療等製品」は食品に該当 しない。	
酒類	・みりん風調味料	みりん	酒税法に規定する酒類は食品に該当しない。酒類の判定はアルコール分1度以上の飲料であるかどうかによる。	
	ノンアルコールビール料理酒などの発酵調味料 (アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの)	・ビール、発泡酒・料理に使用する目的で購入する日本酒		

区分	【軽減税率】	【標準税率】	判定のポイント
酒類	・酒類を原料とした菓子・アルコール分が1度未満	「食品」の原材料となる ワインアルコール分が1度以上	酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒類に該当しなければ、食品に該当する。
	の甘酒日本酒を製造するための 米	のかき氷 • 日本酒	原材料の米は、酒類ではないため食品に該当する。
添加物	・ 金箔(食品衛生法に規定 する「添加物」として販売)	・工業用の金箔	食品衛生法に規定する添加物は食品に該当する。
	・食用及び清掃用に使用で きる重曹を食品衛生法に 規定する「添加物」とし て販売	・食用及び清掃用に使用で きる重曹を清掃溶剤とし て販売	人の飲用又は食用に供される ものとして販売するかどうか による。
	• 化粧品メーカーが化粧品 の原材料として購入する 食用添加物の販売	・化粧品メーカーへの化粧 品の原材料の販売	購入者の使用目的は食品であ るかどうかの判定に影響しな い。
貸付け・役務の提供	ウォーターサーバー用の 水の販売	• ウォーターサーバーのレ ンタル	ウォーターサーバーのレンタ ルは資産の貸付けに該当し、 飲食料品の譲渡ではない。
	• コーヒーの生豆	• 生豆の焙煎加工	加工は役務の提供に該当し、 飲食料品の譲渡ではない。
	• パック旅行とは別に希望 に応じて別料金で飲食料 品を販売	飲食料品のお土産付きパック旅行(内訳としてお土産代を明示していても)	飲食料品のお土産付きパック 旅行は、様々な資産の譲渡等 を複合して提供されるもので、 旅行として包括的な一の役務 の提供となる。
		• パック旅行とは別に希望 に応じて別料金で飲食料 品の購入をあっせん	購入のあっせんは飲食料品の 譲渡ではない。
	・送料込みの飲食料品の販売 ・インターネット等を利用した飲食料品の通信販売	• 飲食料品の販売に伴い別 途徴収する送料	飲食料品の譲渡に要するものであっても、送料は飲食料品の譲渡の対価ではない。 通信販売であっても飲食料品の譲渡には軽減税率を適用する。
	• 自動販売機により行われ るジュース、パン、お菓 子等の販売(店内飲食で ない)	• 自動販売機の販売手数料	自動販売機を設置させたこと により受ける販売手数料は、 飲食料品の譲渡の対価ではない。
	• 会社宛ての領収書で実費 精算する弁当代の支払い	・食事代として支給する出 張の日当の支払	出張等のための日当は、仮に 従業員等が軽減税率の適用対 象となる飲食料品の譲渡に充 てたとしても、事業者は飲食 料品の譲渡の対価として支出 するものとはならない。